

青森公立大学自衛消防隊要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成22年 3月31日

改正 平成22年 9月 3日

改正 平成27年 3月30日

改正 令和 元年 6月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学防災管理規程（平成21年規程第132号）第10条第2項の規定に基づき、自衛消防隊（以下「消防隊」という。）の組織、任務等について定めるものとする。

(目的)

第2条 消防隊は、本学において火災又は地震等の災害（以下「火災等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、初期消火及び避難誘導等を行い、もって人的物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

(本部)

第3条 消防隊の本部は、青森公立大学事務局に置く。

(組織)

第4条 消防隊は、本学に勤務する職員のうちから次の隊員をもって組織する。

- (1) 隊長
- (2) 班長
- (3) 班員

第5条 隊長は自衛消防業務講習修了者の中から理事長が指名する。

2 班長は自衛消防業務講習修了者の中から隊長が指名する。

3 班員は、隊長が指名する。

(任務)

第6条 隊長は、隊務を統理する。

2 班長は、隊長の命を受け班員を指揮する。

(分担任務)

第7条 消防隊の編成及び分担任務については、別表に定めるところによる。

(非常招集)

第8条 班員は、勤務時間中に火災を知ったときは、直ちに分担任務に従事しなければならない。

2 班員は、勤務時間外及び休日等において本学に火災等が発生したとき、又は非常招集を受けたときは、速やかに登庁しなければならない。

(訓練)

第9条 消防隊の訓練は、必要に応じて実施する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、消防隊について必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月31日)

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年9月3日)

(実施期日)

この要綱は、平成22年9月3日から実施する。

附 則 (平成27年3月30日)

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、令和 元年6月12日から実施する。

別表(第7条関係)

自衛消防隊分担任務表

隊長 自衛消防業務講習修了者の
中から理事長が指名する者

分 担	班 長	班 員
通報連絡班 ・火災の通報、関係機関、教職員 への連絡報告に関する事	隊長が指名する者	事務局職員
避難誘導班 ・避難誘導に関する事	〃	〃
消火班 ・消火活動、門扉の開閉、障害物 の撤去に関する事	〃	〃
救護班 ・負傷者の救護に関する事	〃	〃
防護班 ・非常持出書類、重要書類物件 の搬出に関する事 ・飛火、盗難の警戒に関する事	〃	〃
防災センター班 ・防災監視盤等の監視に関する 事	委託業者責任者	委託業者職員
監視班 ・各消防設備の保守点検に関する 事	〃	〃